

市第 136 号議案 横浜市公園条例の一部改正

1 改正内容

現在休止している上飯田西公園内の有料施設であるプール及び子供用プールを廃止するため、公園条例の別表を次のとおり改正します。

- (1) 有料施設を規定する別表から、プール及び子供用プールを削除
- (2) 指定管理者による管理運営対象を規定する別表から、プール及び子供用プールを削除

2 施設廃止理由及び今後の整備について

当該施設は、老朽化による破損により平成 21 年度から使用を休止していました。休止期間中の平成 24 年 8 月に「プール及び野外活動施設等の見直しに係る基本的な考え方」を策定して、本市のプール及び野外活動施設について見直しを進め、平成 27 年 10 月には「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針について」を公表し、この方針に基づき、上飯田西公園プールは廃止することとしました。

今後の整備については、地域住民のご意見を伺いながらプール跡地について、再整備を図ります。

3 施行期日

公布の日から施行します。

(参考) 上飯田西公園平面図 (点線赤枠内が廃止をする上飯田西公園プール)



上飯田西公園プールの施設概要

所在地：泉区上飯田町 2751
設置年度：平成 3 年度
規模等：25mプール
(25×13m)
子供用プール
(8.2×8.2m)
休止年度：平成 21 年度～